5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
　4(1)2）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請することができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4(1)2）の認定を受けていない構成員が、4(1)2）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)2）の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4(1)2）の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
　「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
　６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
(1)　設計共同体の名称は、「平成30―31年度徳島法務総合設計業務●●・□□設計共同体」とする。
(2)　当該業務に係る特定手続きに参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体として資格の認定を受け、かつ、当該業務の技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

厚木米軍（30）雨水排水（750）整備土木工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成30年６月１日

南関東防衛局長　堀地　　徹

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14

1　工事名　厚木米軍（30）雨水排水（750）整備土木工事
2　工事場所　神奈川県綾瀬市
3　工事概要　本工事は、以下の工事を行うものである。
・雨水排水管（ＨＰφ2000推進工法）約600m
・特殊人孔　４個
・雨水排水管（φ250～1200開削工法）約1400m
・雨水人孔　109個
・詳細図作成業務　一式
4　工期　平成32年３月15日まで
5　競争参加資格審査申請書の交付
(1)　交付期間　平成30年６月１日から平成30年６月20日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
(2)　交付場所　〒231―0003 神奈川県横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎　南関東防衛局総務部契約課　ＴＥＬ045―211―7143
(3)　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
6　申請書の提出
(1)　提出期間　平成30年６月１日から平成30年６月20日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
(2)　提出場所　上記5(2)に同じ。
(3)　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成29・30年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成30年６月１日付支出負担行為担当官南関東防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）
(4)　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
　申請書は、平成30年６月21日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
7　特定建設工事共同企業体としての資格
(1)　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３社の組合せとする。
ア　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式工事」で級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　防衛省競争参加資格の「土木一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,200点以上であること。
ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、南関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
(2)　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　平成15年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、①、②いずれかの工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
①　「同種性」が認められる工事　口径800㎜以上の管渠推進工事を施工した実績を有すること。
②　「より同種性」の高い工事　口径1000㎜以上かつ延長300m以上の管渠推進工事を施工した実績を有すること。
イ　建設業法の土木一式工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
(3)　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。
(4)　代表者の要件　代表者は、土木一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
8　上記7(1)アに掲げる防衛省競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記7(1)アに掲げる防衛省競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)アに掲げる防衛省競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7(1)ア及びイにする構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。
9　資格審査結果の通知
　「資格審査結果通知書」により通知する。
10　資格の有効期間
　資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。